

Q 父が3年前に亡くなり、相続人は姉と私の2人です。遺産は貸家があり、家賃の集金や管理は姉が行っています。私は以前から姉に遺産分割や家賃の分配を求めてきましたが、姉は応じてくれません。遺産分割が成立する前に、私が家賃をもううことはできないのでしょうか。

家賃の分配請求可能

従つて、本件では遺産分割が成立する前であつても、あなたはお姉さんに対し、死亡後に発生した家賃について分配を請求することができます。分配金額は、遺産分割前であつてもその返還を求めることができます（大阪高裁1989年9月27日判決）。

ら生じる果实であり、
遺産そのものではあり
ません。そのため各相
続人がその相続分に応
じて取得することにな
ります。なお、(3)の遺
産分割後の家賃は、遺
産分割により貸家を取
得した人が取得しま
した（判決）。